#### (趣旨)

第1条 この要綱は、青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 本補助金は、鳥取県立青谷高等学校の青谷上寺地遺跡学習等を履修するため、県外から留学を希望し、青谷地域等へ下宿しながら通学する生徒に対して、就学期間中の生活を支援することにより、将来の地元就労や地域貢献など、青谷上寺地遺跡を活用した地域の振興につなげることを目的とする。

#### (補助対象者)

- 第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取県立青谷高等学校に在 学する鳥取県外出身の生徒であって、次の各号のいずれにも該当する 者(以下「県外留学生」という。)の保護者又は主たる生計維持者とす る。
  - (1) 鳥取市内に居住し通学する者
  - (2) 在学中に青谷上寺地遺跡に係る学習を継続して履修する者であって、次に掲げる条件を満たすもの
    - ア 1年次においては「産業社会と人間」を履修すること。
    - イ 2年次においては「青谷学 I」の文学歴史グループを履修すること。
    - ウ 3年次においては「青谷学Ⅱ」の文学歴史グループ又は「弥生文 化探究」のいずれか又は両方を履修すること。
- 2 県外留学生が、前項第1号に規定する鳥取市外に下宿する場合において、やむを得ない理由によるものと市長が認める場合は、本補助金の交付の対象とすることができる。

#### (補助金の額)

第4条 本補助金の額は、県外留学生1人につき月額1万円とする。ただし、月の中途で下宿先を退去又は下宿先に入居した場合は、退去した日の前日まで又は入居した日からの日数を日割り計算して得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(補助対象期間)

第5条 本補助金の対象となる期間は、1人の県外留学生につき正規の 就学年限である入学後3年間を上限とする。

(交付の申請)

- 第6条 本補助金の交付申請は、毎年度4月20日までに行わなければ ならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金事業計画書(様式第1号)に、鳥取県立青谷高等学校長及び下宿先責任者の確認署名を受けたものとする。

(概算払)

第7条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概 算払により交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの 以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市 長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

(補助金の請求)

- 第10条 本補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める日までに、鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金交付請求内訳書(様式第2号)を添付して鳥取市に請求するものとする。
  - (1) 4月分から7月分まで 8月5日
  - (2) 8月分から11月分まで 12月5日
  - (3) 12月分から翌年3月分まで 翌年3月31日

(実績報告)

第11条 本補助金に係る事業は規則第12条ただし書に規定する市長 が指定する補助事業等とし、実績報告の提出を要しない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、 青谷町総合支所長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

# 様式第1号(第6条関係)

鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金事業計画書

補助金額	10,000円×12月=120,000円
生徒氏名	
学年	第( )年次
履修コース等	文学歴史グループ 弥生文化探究
下 宿 先 の 住所及び名称	住 所 名 称

※1年次生については履修コース等の記載は不要。

# 【申請確認】

			鳥取県立青谷高	高等学校	
74. 37. 47	校長		(fi)		
確	認	者	下宿先責任者	氏名	(fi)

# 様式第2号(第8条関係)

# 鳥取市青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金交付請求內訳書

生徒氏名					
学年	第( )年次				
下 宿 先 の 住所及び名称	住 所 名 称				
補助金請求の期間 (下宿の期間)	年 月分日から年 月分日から年 月分日から	日まで 日まで			
補助金請求額		円			
上記について、相違 年 鳥取県立					
下宿先責任者(賃貸物件の貸主等)					
住 克					